

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月6日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第17号

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 本庁（第2条関係）		別表第1 本庁（第2条関係）	
機 関	職	機 関	職
知事の事務部局	部長、局長、知事公室長、 <u>理事</u> 、 <u>会計管理者</u> 、次長、政策調整監、参事、課長、予算調整室長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、組合検査主幹、検査主幹、主幹、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、総務学事課の庁舎管理、 <u>政策法務又は法規関係の事務</u> を担当する課長補佐、 <u>総務事務集中課の総務事務改革</u> 関係の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の行政改革関係の事務を担当する課長補佐、政策課の室長補佐、政策課の政策又は予算関係の事務を担当する副主幹、 <u>総務事務集中課の総務事務改革</u> 関係の事務を担当する副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、政策課の予算を担当する主任、人事・行革課の人事、給与、サービス又は行政改革関係の事務を担当する主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の人事、給与又はサービス関係の事務を担当する主任主事	知事の事務部局	部長、局長、知事公室長、次長、政策調整監、 <u>参事</u> 、 <u>副出納長</u> 、課長、予算調整室長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、組合検査主幹、検査主幹、主幹、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、総務学事課の庁舎管理関係の事務を担当する課長補佐、 <u>法務文書課の政策法務又は法規関係の事務</u> を担当する課長補佐、人事・行革課の行政改革関係の事務を担当する課長補佐、政策課の室長補佐、政策課の政策又は予算関係の事務を担当する副主幹、 <u>人事・行革課の人事、給与、サービス又は行政改革関係の事務</u> を担当する副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、政策課の予算を担当する主任、人事・行革課の人事、給与、サービス又は行政改革関係の事務を担当する主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の人事、給与又はサービス関係の事務を担当する主任主事及び主事
略		略	
教育委員会の事務部局	教育長、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の庶務、 <u>人事、給与又は法規関係の事務</u> を担当する副主幹、義務教育課の人事関係の事	教育委員会の事務部局	教育長、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の庶務、 <u>人事・給与・法規関係の事務</u> を担当する副主幹、義務教育課の人事関係の事務

務を担当する副主幹、主任管理主事、管理主事、総務課の庶務、人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任、高校教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の人事又は給与関係の事務を担当する主任主事及び主事

略

備考 略

別表第2 出先機関 (第2条関係)

機 関	職
略	
歴史博物館	館長、副館長、分館長
文化会館	次長
美術工芸研究所	所長、次長
漆芸研究所	所長、所長補佐
文書館	略
県税事務所	所長、次長（東讚県税事務所及び中讚県税事務所に置かれるものに限る。）、総務課長
自治研修所	略
消費生活センター	所長
消防学校	教頭
環境保健研究センター	略
森林センター	所長
林業事務所	略
略	
障害福祉相談所	所長、次長
略	
食肉衛生検査	略

を担当する副主幹、主任管理主事、管理主事、総務課の庶務・人事・給与・法規関係の事務を担当する主任、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の人事・給与関係の事務を担当する主任主事及び主事

略

備考 略

別表第2 出先機関 (第2条関係)

機 関	職
略	
消費生活センター	所長
消防学校	教頭
文書館	略
県税事務所	所長、次長（東讚県税事務所及び中讚県税事務所に置かれるものに限る。）、 <u>主幹</u> 、総務課長
自治研修所	略
環境保健研究センター	略
林業事務所	略
略	
障害福祉相談所	所長、次長、 <u>総務課長</u>
略	
食肉衛生検査	略

所	
大阪事務所	略
略	
教育センター	略
総合水泳プール	略
総合運動公園	所長
図書館	略
屋島少年自然の家	略
埋蔵文化財センター	略
略	

備考

「次長」、「副館長」及び「教頭」とは、その職務が労働関係の事務を担当するものをいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

所	
病院	院長、副院長、事務局長、事務局次長、主幹、庶務課長、業務課長（中央病院に置かれるものに限る。）、主任部長、部長、医長、薬剤部長、副薬剤部長、看護部長、副看護部長
がん検診センター	所長、事務局長、事務局次長、主任部長、部長、医長、看護部長
大阪事務所	略
略	
教育センター	略
自然科学館	館長
総合水泳プール	略
図書館	略
屋島少年自然の家	略
歴史博物館	館長、副館長
文化会館	次長
瀬戸内海歴史民俗資料館	館長
埋蔵文化財センター	略
略	

備考

「次長」、「教頭」、「副看護部長」及び「副館長」とは、その職務が労働関係の事務を担当するものをいう。